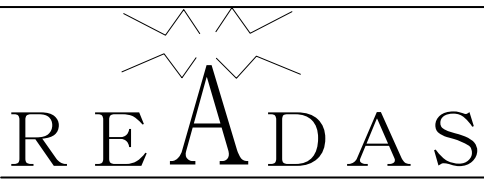


第 4312 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 8月26日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 役員に対する歩合給

Q：役員の給与を歩合給に変更しようと思
いますが、何か問題点はありますか？

A：歩合給は定期同額給与に該当しません
ので、原則として損金不算入になります。

【解説】

役員に対する定期給与（その支給時期が1月
以下の一定の期間ごとであるもの）は、税務上、
次のものを定期同額給与として、損金の額に
算入することを認めています。

①その事業年度の各支給時期における支給額
が同額であるもの

②一定の改定がされた場合におけるその事業
年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時
期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の
前日又はその事業年度終了の日までの間の各
支給時期における支給額が同額であるもの

したがって、各月の支給額が異なることと
なる歩合給等は、原則として、損金の額に算
入することが認められません。

ただし、その役員給与が、固定給部分と歩
合給部分とがあらかじめ明らかになっている
ものである場合には、固定給の部分は、定期
同額給与の要件を満たす限り、損金の額に算
入することが認められます。

なお、その役員が使用人兼務役員であり、
使用人兼務役員に支給する使用人としての職
務に対する給与について歩合制を採用してい
るという場合には、不相当に高額なものに該
当しない限り、原則として、損金の額に算入
されることになります。

